

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
緊急雇用創出に関する評価	40			
募集手法について	10			
採用基準について	10			
雇用者数について	10			
雇用期間について	10			
提案内容に関する評価	110			
業務目的の理解度	10			
効果検証の全体像の提示	20		(×2)	
具体的な調査手法の提示	20		(×2)	
データ分析能力	20		(×2)	
受託に必要な専門的知識	10			
スケジュール管理について	10			
情報管理について	10			
業務報告について	10			
実施体制に関する評価	20			
従事スタッフの構成・人数など	10			
類似業務の受託実績	10			
費用に関する評価	20			
総事業費の見積について	10			
人件費の見積について	10			
小計	190			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	201	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
緊急雇用創出に関する評価	40		
募集手法について	10		求職者に効果的に周知できる募集方法か
採用基準について	10		・本委託事業の目的となる求職者を適切に選定できる採用基準か ・具体的に携わる作業に適した人材を採用できる基準か
雇用者数について	10		事業に従事する全労働者のうち、市内在住の新規採用予定者が5割を超えているか
雇用期間について	10		一定の雇用期間が確保され、適切な実雇用日数となっているか
提案内容に関する評価	110		
業務目的の理解度	10		業務目的、業務内容に対する正確な把握ができているか
効果検証の全体像の提示	20	(×2)	効果検証を行うための全体像が適切かつ具体的に提示されているか
具体的な調査手法の提示	20	(×2)	・アンケート調査を含み、支援施策の効果が測定できる適切かつ現実的な調査手法を用いているか ・アンケート調査において、ナッジ等の行動科学の手法が提示されているか
データ分析能力	20	(×2)	データに基づく分析等、効果的な分析を行う能力が備わっているか
受託に必要な専門的知識	10		経済波及効果等、業務目的の達成に必要な専門的知識が備わっているか
スケジュール管理について	10		具体的かつ実施可能なスケジュールが設定されているか
情報管理について	10		業務実施により知り得た企業の情報について、守秘義務を徹底し管理体制が整備されているか
業務報告について	10		わかりやすいフィードバック資料の作成方針が示されているか
実施体制に関する評価	20		
従事スタッフの構成・人数など	10		業務遂行に十分な人数とその構成になっているか
類似業務の受託実績	10		類似分野での活動実績や、受託に必要な能力を備えるに十分な実績があるか
費用に関する評価	20		
総事業費の見積について	10		概算業務価格(上限)に対し、人件費、事務費等の積算が妥当か
人件費の見積について	10		人件費の見積額が、緊急雇用対策として妥当か
小計	190		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	201	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。